

4 基本施策と現況

図表目次

項 目	図表番号	ページ
I 男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり		
①男女共同参画社会の実現に向けた制度・慣行の見直し、意識改革の推進		
「男は仕事、女は家庭・育児」という役割分担意識(県 男女別)	1-1	12
「男は仕事、女は家庭・育児」という役割分担意識(全国、県)	1-2	12
「男は仕事、女は家庭・育児」という役割分担意識(年代別)	1-3	13
性別にかかわらず個性と能力を発揮できる機会が確保されていると思う県民の割合	2	13
「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感	3	14
「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合(男女別)	4-1	14
「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合(経年比較)	4-2	14
②男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する教育・学習の充実		
「学校教育」における男女の平等感	5	15
「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合	6	15
人権尊重、男女平等を推進する教育をどこで行うべきと考えるか	6-①	16
人権教育に関する研修会の伝達研修等を実施した学校の割合	7	16
県立高等学校における保育・介護体験の実施率	8	17
男女共同参画に関する題材を扱ったり、その考えを組み入れたりするなどした授業、講座や活動等を実施した学校の割合	9	17
③男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けた取組の促進		
過去1年間にドメスティック・バイオレンスについて経験したり見聞きしたことがあるか	10	18
DV被害者の一時保護件数及び保護命令発令件数	参考1	18
過去1年間にセクシュアル・ハラスメントについて経験したり見聞きしたことがあるか	11	19
職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談件数の推移	11-①	19
県内の男女共同参画に関する相談窓口におけるDV相談件数	12	20
DV防止ネットワーク設置市町数	13	20
市における女性相談員の配置市数	14	20
II 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり		
①男女が共に子育てや介護等に主体的に関わることができる環境の整備		
「家庭生活」における男女の平等感	15	21
合計特殊出生率の推移	参考2	21
男性の育児休業取得率	16	22
男性の育児休業や介護休業の取得について	16-①	22
保育所等待機児童数	17	22
ふじさんっこ応援隊の参加団体数	18	23
公的保育サービス受入児童数	19	23
放課後児童クラブの受入児童数	20	23
一時預かり(幼稚園型を除く)実施箇所数	21	24
延長保育実施箇所数	22	24
病児保育実施箇所数	23	24
地域子育て支援拠点事業の箇所数	24	25
しずおか子育て優待カード事業協賛店舗数	25	25
地域包括支援センター設置箇所数	26	25
②男女の健康の保持・増進に向けた支援		
乳がん検診受診率	27	26
子宮頸がん検診受診率	28	26
乳がん、子宮がん75歳未満年齢調整死亡率	27-①	26
特定健診受診率	29	27
特定保健指導実施率	30	27
成人の喫煙率(喫煙習慣のある人の割合)	31	27
③生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備		
ひとり親の年間就職率	32	28
社会参加している高齢者の割合	33	28
自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	34	28

Ⅲ 元気で活力のある社会づくり		
①政策や方針を決定する過程への女性の参画拡大に向けた取組の促進		
「政治の場」における男女の平等感	35	29
事業所の管理職に占める女性の割合(係長、課長、部長、それぞれの相当職)	36	29
農協の正組合員数、役員数に占める女性の割合	37	30
漁協の役員総数に占める女性の割合	参考3	30
女性農業委員の割合	38	30
商工会、商工会議所、中小企業団体中央会の役員等に占める女性役員等の割合	39	31
男女共同参画人財データベース登録人数	40	31
市町職員の女性登用状況(課長相当職以上)	41	32
市町審議会等委員に占める女性比率	42	32
県職員の女性登用状況(知事部局:課長相当職以上)	43	32
県職員の女性登用状況(教育委員会:課長相当職以上)	44	33
全警察官に占める女性の割合	45	33
県職員の女性登用状況(警察本部:課長補佐相当職以上)	46	33
県の審議会委員に占める女性比率、女性比率40%以上の審議会の割合	47	34
教員の管理職における女性の割合(公立小・中・高・特別支援の校長・副校長・教頭)	48	34
議会における女性議員の割合(全国・県)	参考4	34
女性活躍イベントセミナー等の開催	49	35
年齢階級別労働力率(全国・県)	参考5-1	35
女性の年齢階級別労働力率の推移(県 経年)	参考5-2	35
②男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備		
「職場」における男女の平等感	50	36
決まって支給する現金給与額(男女格差:/男性を100とした場合)	51	36
女性活躍法に基づく一般事業主行動計画策定企業(300人以下)	52	37
仕事と子育て(介護)の両立支援・働きやすい職場環境づくりに取組んでいる企業の割合	53	37
年次有給休暇の平均取得日数	54	37
ふじのくに女性活躍応援会議の登録件数	55	38
農業経営に参画する女性の比率	56	38
農業女性ネットワーク参加者数	57	38
③国際社会及び地域社会の一員として行う活動への参画支援		
「地域」における男女の平等感	58	39
地域活動に参加しようとするとき障害になること	58-①	39
公立学校PTA会長の女性割合	59	40
相互理解促進人材(外国語ボランティア等)の活動件数	60	40
④地域の課題解決に向けた実践的な取組の推進		
「あざれあ」指定管理者の外部評価	61	41
県民の地域活動への参加状況	62	41
自治会長に占める女性の割合	63	42
女性が役員として参加している自主防災組織の率	64	42
消防団員における女性の割合	参考6	42
市町の男女共同参画に係る条例制定率及び計画策定率	65	43
県男女共同参画センター「あざれあナビ」へのアクセス件数	66	43
【参考資料】「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」の目標数値等・進捗状況について		
男女共同参画社会づくり宣言事業所数	67	44
【52再掲】従業員数300人以下の企業の一般事業主行動計画策定数	68	44
生産年齢人口における女性の有業率の全国順位	69	45
管理的職業従事者に占める女性の割合の全国順位	70	45
【36再掲】事業所の管理職に占める女性の割合	71	45
【51再掲】決まって支給する現金給与額	72	46
家族経営協定の締結数	73	46
【54再掲】年次有給休暇の取得日数	74	46
待機児童ゼロの市町数	75	47
【16再掲】男性の育児休業の取得率	76	47
【53再掲】仕事と子育て(介護)の両立支援・職場環境づくりに取組んでいる企業の割合	77	48
市町の推進計画策定率	78	48

方針 I 男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり
1 男女共同参画社会の実現に向けた制度・慣行の見直し、意識改革の推進

1 「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合

目 標: 男性 60%以上
基準値: 男性 55.4%(2017年度)

性別役割分担意識に反対*する人の割合は、63.3%でした。男女別でみると、男性の割合は59.1%、女性の割合は67.5%で女性の方が反対の意識が高くなっています。(図 1-1)

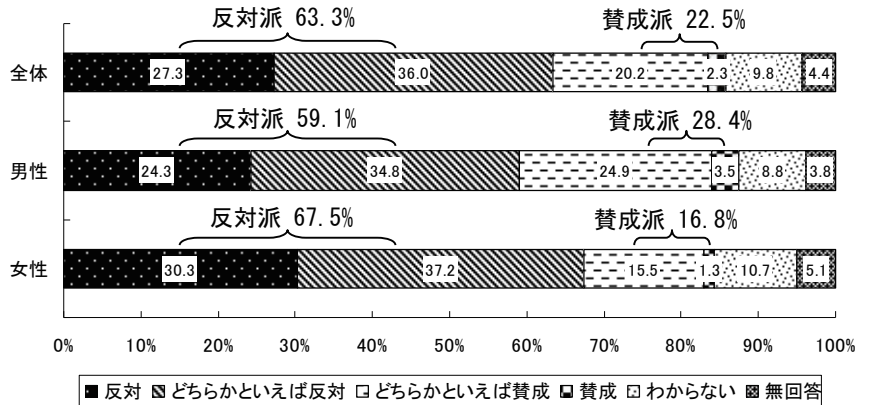
* 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」「どちらかといえば反対」と答えた人

全国と静岡県の「男は仕事、女は家事・育児」という固定的性別役割分担意識にとらわれない割合を比較すると、2007年度以降は全国調査の値を上回っています。

(図 1-2)

1-1 「男は仕事、女は家庭・育児」という役割分担意識(県、男女別)

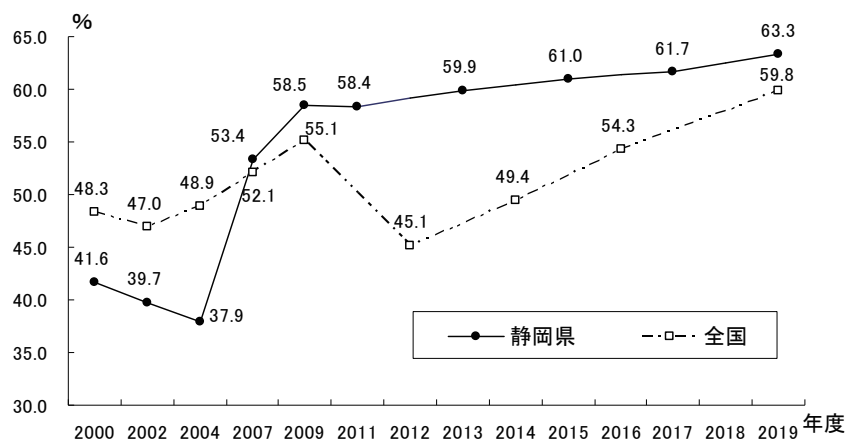
図 1-1



(資料) 「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2019)

1-2 「男は仕事、女は家庭・育児」という役割分担意識(全国、県)

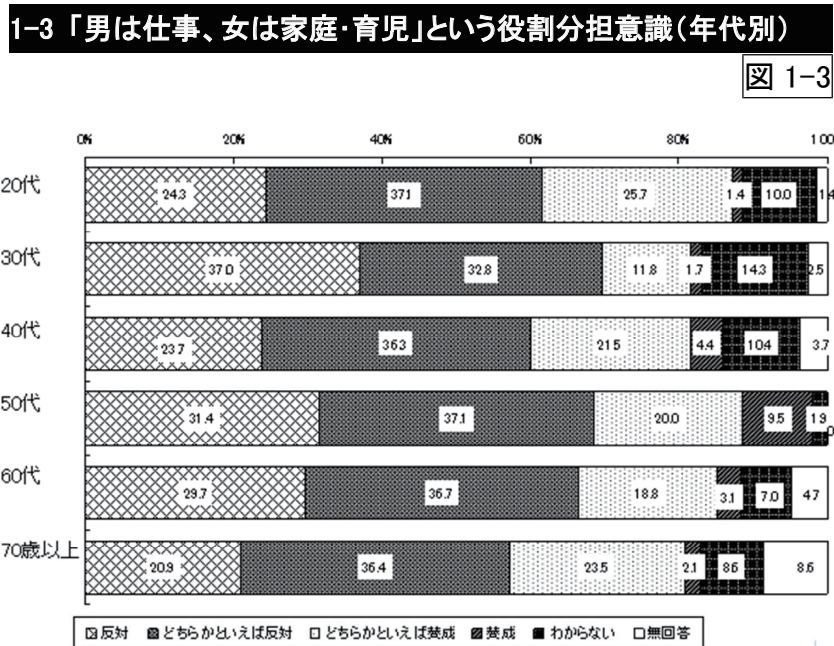
図 1-2



(資料) 静岡県・・・「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」
 全 国・・・内閣府「男女共同参画に関する世論調査」
 「女性の活躍推進に関する世論調査」

年代別では、30代と50～60代の約7割が反対と答えており、他の年代よりも反対傾向が高い状況にあります。

(図 1-3)



(資料)「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2019)

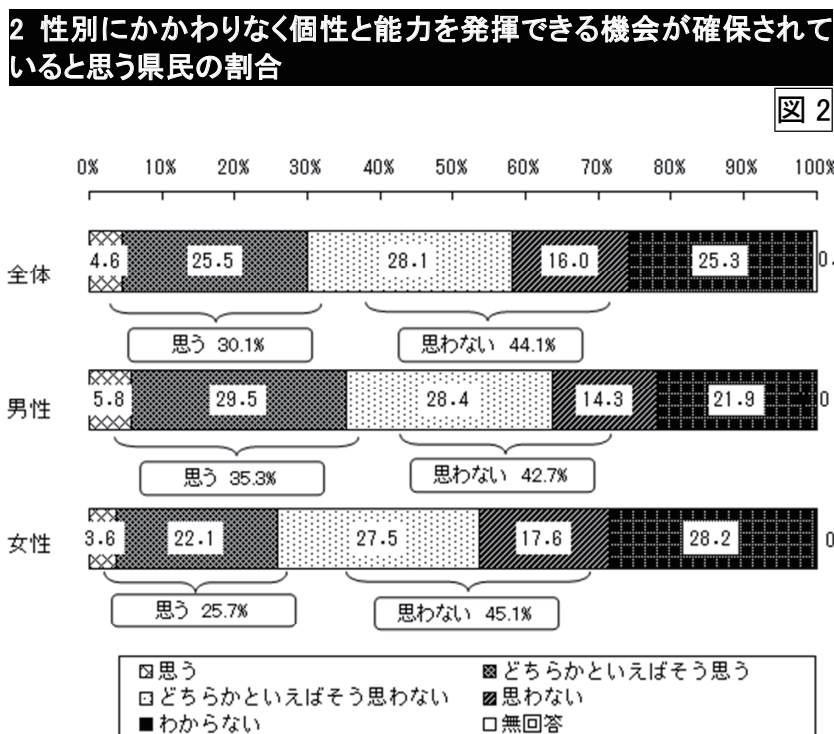
2 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる機会が確保されていると思う県民の割合

目標:50%以上

基準値:32.5%(2017年度)

確保されていると思う県民の割合は、全体が30.1%ですが、目標である50%を19.9%下回っており、隔たりは大きい状況です。

(図 2)



(資料)「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2019)

3 「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感

「男性が非常に優遇」「どちらかといえば男性が優遇」とする人の割合

目標:55%以下
基準値:77.5%(2017年度)

「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感について男性が優遇されていると感じている人の割合は全体が77.0%、女性においては79.9%と男性よりも高くなっています。

(図3)

4 「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合

目標:50%以上
基準値:31.1%(2017年度)

「知っている」と答えた人の割合は全体が34.7%で、男女差は概ねない状況です。

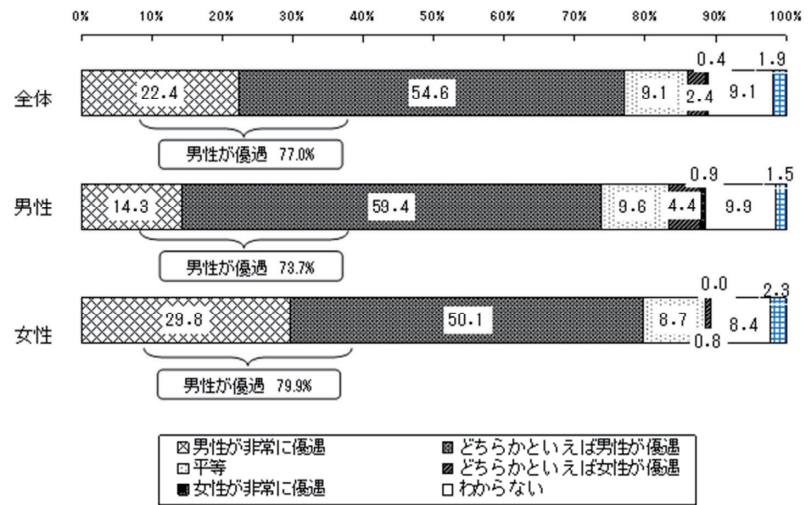
(図4-1)

「知っている」と「聞いたことがある」と答えた人の割合は、60%を超えている状況です。

(図4-2)

3 「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感

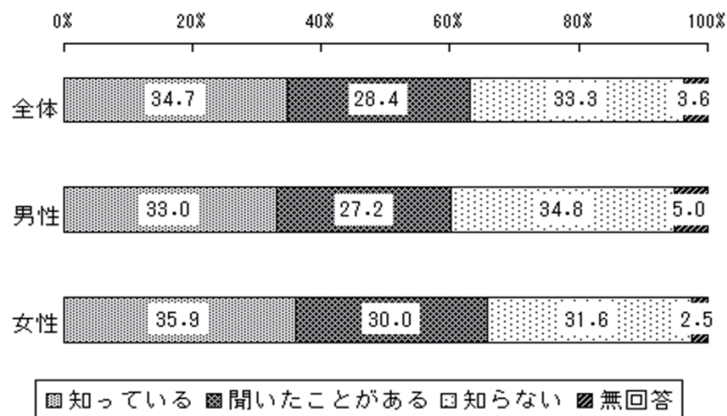
図3



(資料)「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2019)

4-1 「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合(男女別)

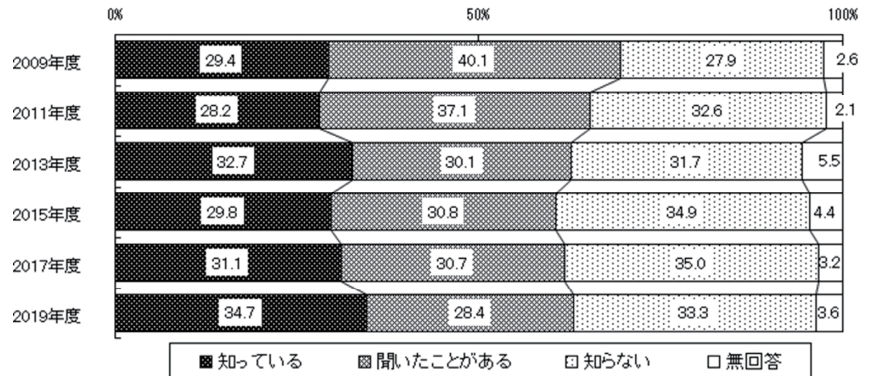
図4-1



(資料)「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2019)

4-2 「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合(経年比較)

図4-2



(資料)「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2019)

方針 I 男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり
2 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する教育・学習の充実

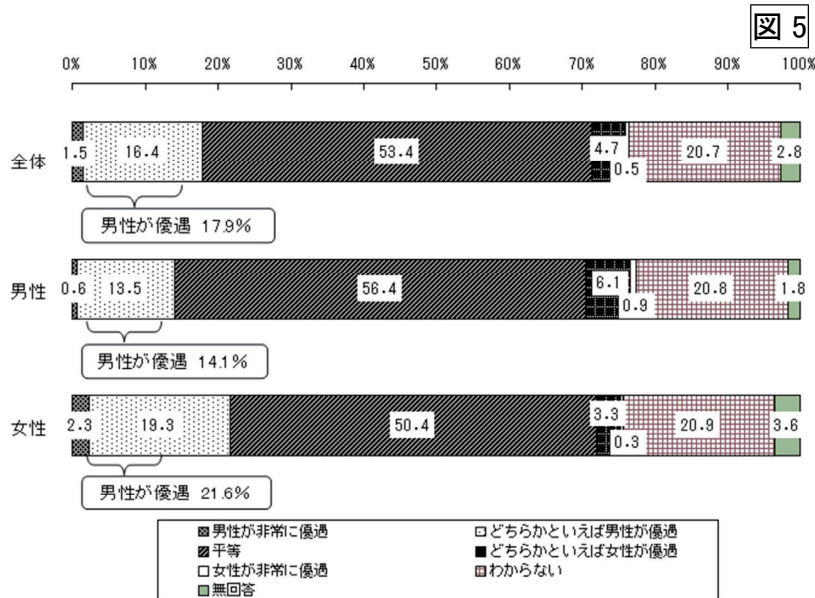
5 「学校教育」における男女の平等感
「男性が非常に優遇」「どちらかといえば男性が優遇」とする人の割合

目標:10%以下
 基準値:16.0% (2017年度)

「学校教育」における男女の平等感について男性が優遇されていると感じている人の割合は、男性が14.1%、女性が21.6%と、男女間に乖離があります。

(図5)

5 「学校教育」における男女の平等感



(資料)「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2019)

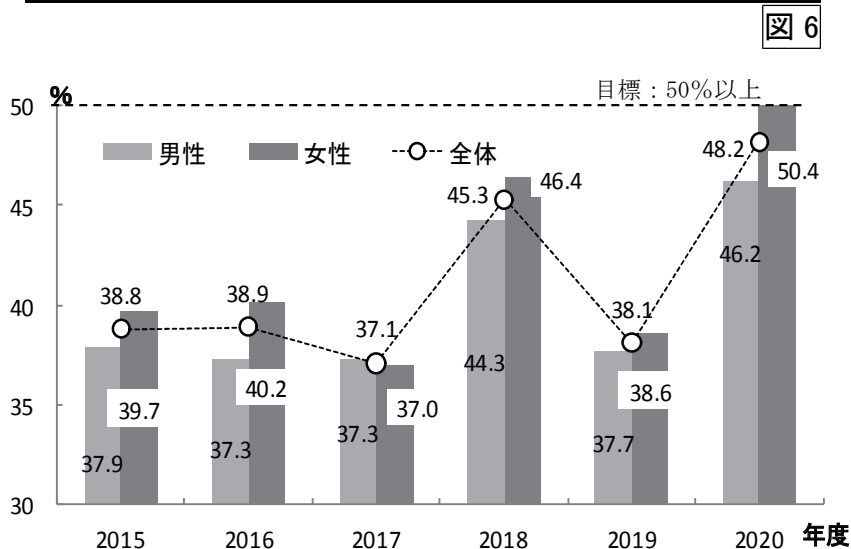
6 「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合

目標:50%以上
 基準値:37.1%(2017年度)

「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合は、48.2%(2020年度)と、前年度より10.1ポイント増加しました。

(図6)

6 「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合



(資料)「人権問題に関する県民意識調査」及び「県政世論調査」

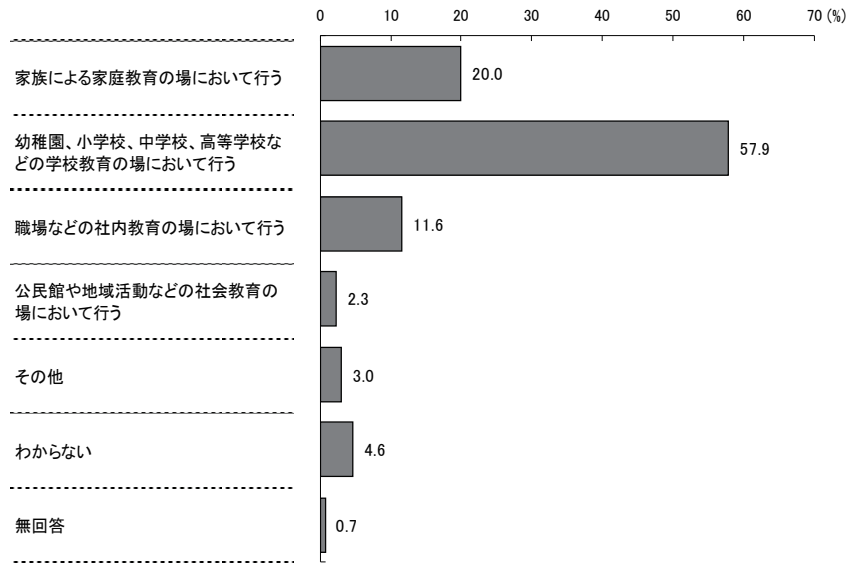
6-① 人権尊重、男女平等を推進する教育をどこで行うべきと考えるか

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの学習の場において人権尊重や男女平等を推進する教育をすべき」と考えている人の割合が最も多い状況です。

(図 6-①)

6-① 人権尊重、男女平等を推進する教育をどこで行うべきと考えるか

図 6-①



(資料) 「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2019)

7 人権教育に関する研修会の伝達研修等を実施した学校の割合

目標: 小学校 83%

基準値: 小学校 77.2% (2016年度)

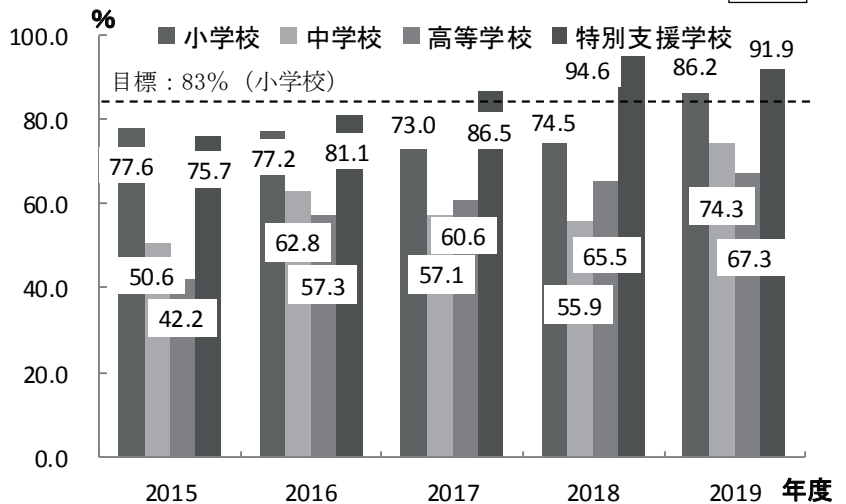
人権教育に関する研修会の伝達研修*等を実施した小学校の割合は86.2% (2019年度) と、目標を達成しました。

(図 7)

* 学校を代表して受講した者が校内の他の職員にその内容を伝える研修

7 人権教育に関する研修会の伝達研修等を実施した学校の割合

図 7



(資料) ・学校対象調査(2015～2019)

8 県立高等学校における保育・介護体験の実施率

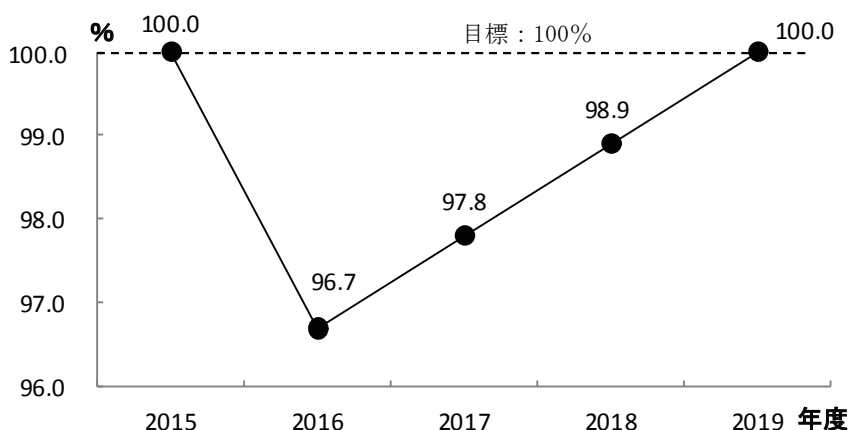
目標:100%
基準値:96.7%(2016年度)

県立高等学校における保育・介護体験の実施率は100%(2019年度)と、目標を達成しました。

(図8)

8 県立高等学校における保育・介護体験の実施率

図8



(資料) 県教育委員会高校教育課調べ

9 男女共同参画に関する題材を扱ったり、その考えを組み入れたりするなどした授業、講座や活動等を実施した学校の割合

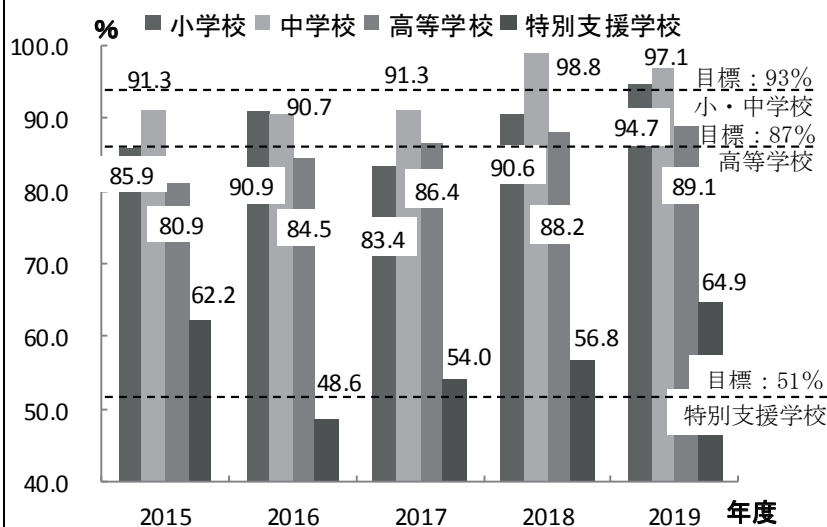
目標:小学校 93%
中学校 93%
高等学校 87%
特別支援学校 51%
基準値:小学校 90.9%
中学校 90.7%
高等学校 84.5%
特別支援学校 48.6%
(2016年度)

男女共同参画に関する題材を扱ったり、その考えを組み入れたりするなどした授業、講座や活動等の実施率は、各校種の目標を達成しました。

(図9)

9 男女共同参画に関する題材を扱ったり、その考えを組み入れたりするなどした授業、講座や活動等を実施した学校の割合

図9



(資料) 学校対象調査

方針 I 男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり
3 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けた取組の促進

10 過去1年間にドメスティック・バイオレンス(以下DVという)を受けたことがある人の割合

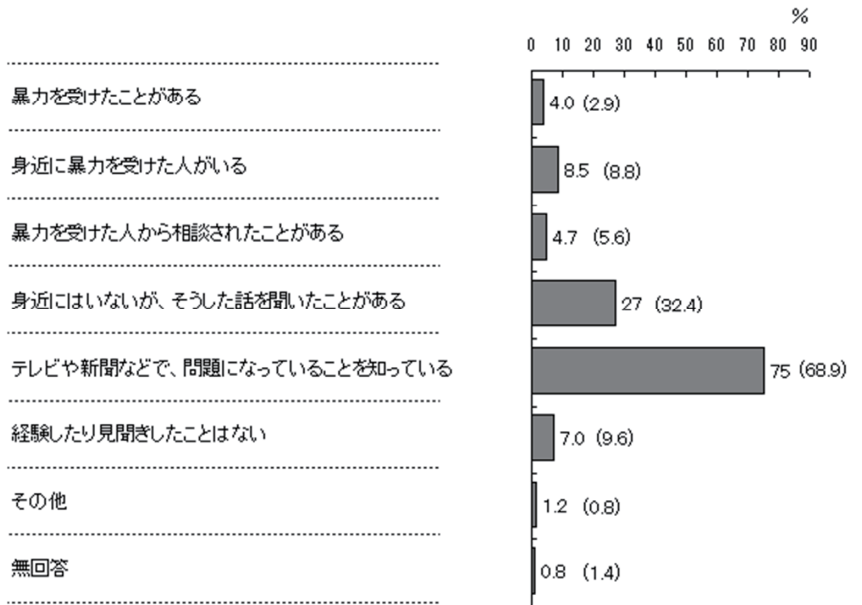
目標:2.9%(基準値)より減少
基準値:2.9%(2017年度)

「暴力を受けたことがある」と答えた人の割合は4.0%と、前回調査時から増加しました。

(図10)

10 過去1年間に「夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力」(ドメスティック・バイオレンス)について経験したり見聞きしたことがあるか

図:10



※()内は 2017 年度調査の数値

(資料)「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2019)

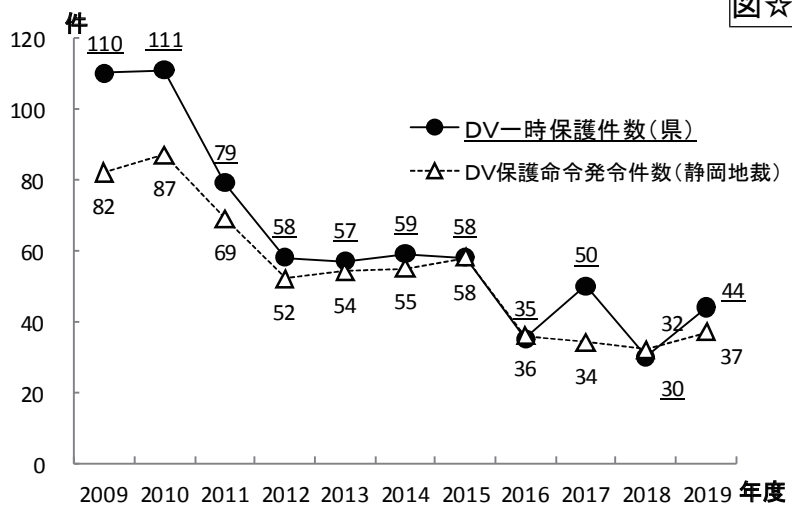
参考1 DV被害者の一時保護件数及び保護命令発令件数

DV被害者の一時保護件数及び保護命令発令件数は、44件、37件(ともに2019年度)と、前年度より増加しました。

(図☆1)

参考1 DV被害者の一時保護件数及び保護命令発令件数

図☆1



(資料) 県こども家庭課調べ、最高裁判所事務総局民事局調べ

11 過去1年間にセクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合

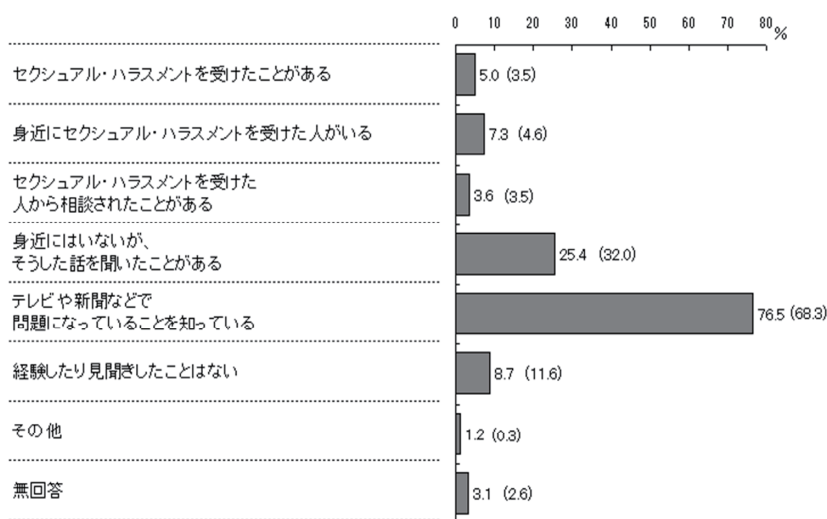
目標:3.5%(基準値)より減少
基準値:3.5%(2017年度)

「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある」と答えた人の割合は、5.0%でした。

(図 11)

11 過去1年間にセクシュアル・ハラスメント(セクハラ・性的嫌がらせ)について経験したり見聞きしたことがあるか。

図:11



※()内は 2017 年度調査の数値

(資料)「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2019)

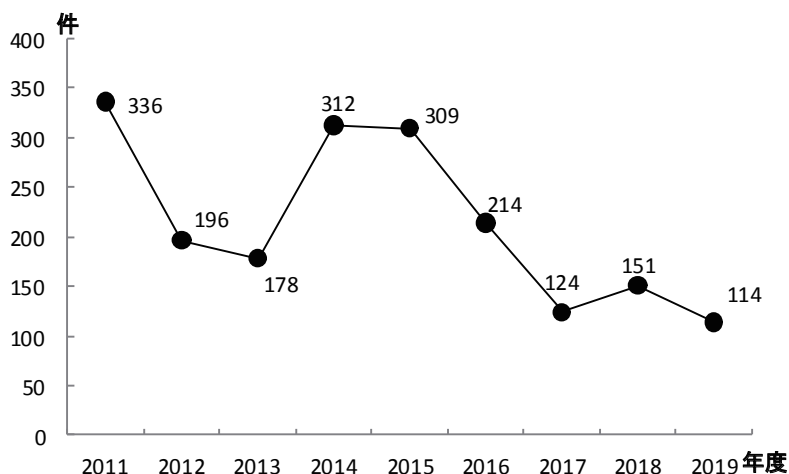
11-① 職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談件数の推移

セクシュアル・ハラスメント等の相談件数は114件(2019年度)と、前年度より減少しました。

(図 11-①)

11-① 職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談件数の推移

図:11-①



(資料) 静岡労働局 雇用環境・均等室調べ

12 県内の男女共同参画に関する相談窓口におけるDV相談の件数

目標:設定なし
基準値:3,887件(2016年度)

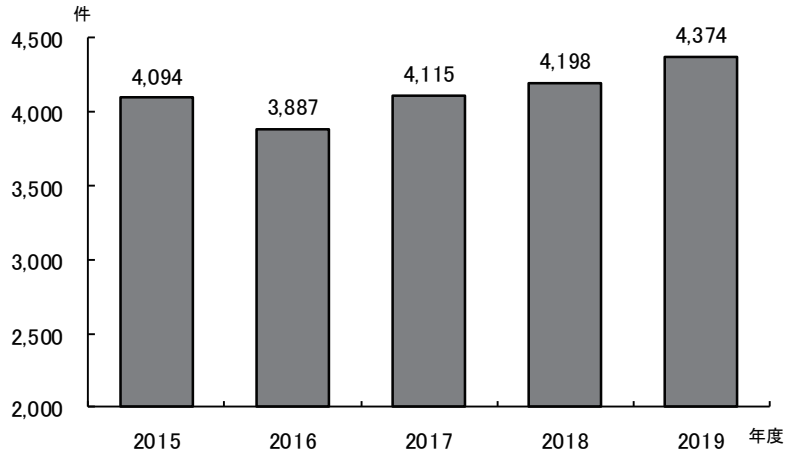
県内の男女共同参画に関する相談窓口におけるDV相談の件数は4,374件(2019年度)と、前年度より増加しました。

(図12)

* 件数は、県男女共同参画センターと県女性相談センター及び県内市女性相談窓口における、DVに関する相談件数の合計

12 県内の男女共同参画に関する相談窓口におけるDV相談件数

図:12



(資料) 県男女共同参画課調べ

13 市町におけるDV防止ネットワーク設置市町数

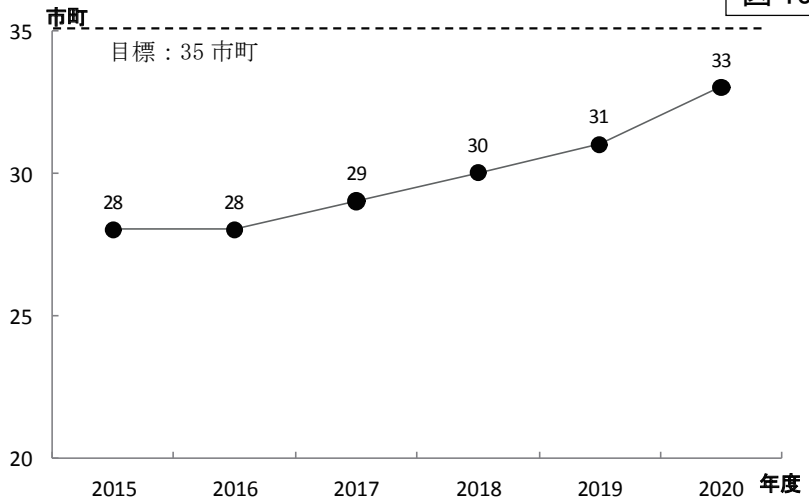
目標:35市町
基準値:29市町(2017年度)

市町におけるDV防止ネットワーク設置数は33市町(2020年度)と、前年度より増加しました。

(図13)

13 DV防止ネットワーク設置市町数

図:13



(資料) 県こども家庭課調べ

14 市における女性相談員の配置市数

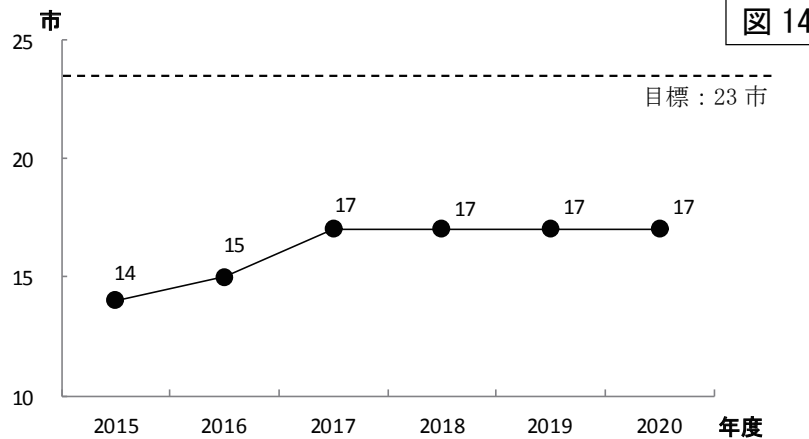
目標:23市
基準値:17市(2017年度)

市における女性相談員の設置数は17市(2020年度)と、横ばいの状況です。

(図14)

14 市における女性相談員の配置市数

図:14



(資料) 県こども家庭課調べ